

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 1 8 号

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「若しくは介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「若しくは子育て部分休暇（当該職員がその小学校就学の始期から 7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育するため 1 日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例及び茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年茅ヶ崎市条例第 1 7 号）の規定により改正される茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の規定によってまず改正され、次いでこの条例の規定によって改正されるものとする。